

一般競争入札心得（委託関係）

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立急性期・総合医療センター

（目的）

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センター（以下「当センター」という。）が行なう一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、この心得及び関係法令を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、当センターの指示に従い、円滑な入札に協力しいやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げ、他の入札参加者を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加資格）

第4条 入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「大阪府立病院機構」という。）による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を当センターに提出し、当該入札の参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は参加することができない。

（1）前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者

（2）公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

（3）あらかじめ連絡した当該入札に関する一般競争入札参加資格確認通知書を受領しなかった者

（4）前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為を行うおそれのある者又は行った者

（入札保証金等）

第5条 入札保証金は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（1）保険会社との間に大阪府立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき

（2）落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

2 前項第2号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。

- (1) 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること
- (2) 過去の契約において、契約を誠実に履行していること
- (3) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること

3 前各項の規定にかかわらず、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の105に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を当センターに支払わなければならない。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印又は署名のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで当センターに提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印又は署名をもって入札するものとする。

2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

3 入札書の記載については、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。

4 前1項の規定については、郵送及び電送を認めない。

5 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行なうものとする。

(1) 入札前にあつては、入札辞退届を当センターに直接持参するものとする。

(2) 入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。

3 入札時刻を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札に係る指名等において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書き換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、当センターが必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により当センターが調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開 札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札参加者を立ち合せて行い、その結果を口頭で知らせる。

(入札の中断及び調査の実施)

第 11 条 入札の執行中において、当センターが必要と認めるときは当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行なうことがある。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第 4 条第 2 項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行なったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2 以上の入札を行った者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札を行った者の入札
- (10) 同一の入札について、2 者以上の代理人である者が行なった入札
- (11) 委託費内訳書の提出を義務付けた入札について、これを提出しなかった者のした入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札を行った者の入札

(失 格)

第 13 条 次の各号の一に該当した者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (2) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ① 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - ② 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - ③ 大阪府及び大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第 14 条 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、当該入札金額の 100 分の 105 に相当する額を落札金額とする。

2 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とし、当該入札金額の 100 分の 105 に相当する額を落札金額とする。

3 落札金額について、1 円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

4 前第 1 項及び第 2 項までの規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することができない。

(再度の入札)

第 15 条 本入札は、予定価格を事前に公表しているため、再度の入札を行わない。

(契約保証金)

第 16 条 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保のいずれかの提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(1) 大阪府立病院機構が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券

(2) 大阪府立病院機構が確実と認めた当該契約による債務の不履行に生じる損害金の支払を保証する、契約機関等の保証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(1) 落札者が保険会社との間に大阪府立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき

(2) 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき

(契約書の提出)

第 17 条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から起算して、10 日以内に当センターに提出しなければならない。ただし、当センターの承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立)

第 18 条 入札をした者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書、入札説明書、質問回答書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表)

第 19 条 入札結果については、ホームページ上で公表する。

(その他)

第 20 条 入札参加者は、入札に際して、すべて当センターの指示に従わなければならない。

(H23. 4)